

犯罪収益移転防止法に関するQ & Aについて
(郵便物受取サービス業者)

平成28年10月
経済産業省
商務情報政策局
商取引監督課

目次

1. 犯罪収益移転防止法について	
問1 犯罪収益移転防止法が制定された経緯について。……………	3
2. 郵便物受取サービス業者について	
問2 「郵便物受取サービス業者」とは何を指すか。……………	3
問3 郵便物受取サービス業を開始するには国の許可等が必要か。……………	3
問4 郵便物受取サービス業者に求められる義務は何か。……………	4
3. 「取引時確認義務」について	
問5 取引時確認とは何を確認するのか。……………	4
問6 取引時確認はいつまでに行わなければならないか。……………	5
問7 取引時確認のうち本人特定事項を確認する方法について。……………	5
問8 補完書類とは何か。……………	7
問9 法改正前に契約締結した顧客にも再度取引時確認を必要はあるか。……………	8
問10 顧客が個人事業主の場合の取引時確認の方法について。……………	8
問11 「取引を行う目的」等を確認しなければならない理由は何か。……………	8
問12 「取引を行う目的」等は、何を確認すれば良いのか。……………	8
問13 顧客の「実質的支配者」を確認する方法について。……………	9
問14 顧客が上場企業の場合は「実質的支配者」を確認する必要があるか。…	10
問15 商号等の記載がない郵便物の受取をしなくとも取引時確認は必要か。…	10
問16 全ての契約で取引時確認が義務とされたのは何故か。……………	11
4. 取引時確認の記録の作成及び保存義務について	
問17 取引時確認の記録の作成及び保存とは何すればよいか。……………	11

5. 取引記録の作成及び保存義務について

問18 取引記録の作成及び保存とは何をすればよいのか。…………… 12

6. 疑わしい取引の届出義務について

問19 「疑わしい取引の届出」とは何を届け出るのか。…………… 12

問20 顧客に「疑わしい取引の届出」を提出することを言っても良いか。…… 13

7. 取引時確認等を的確に行うための措置を講じる義務について

問21 取引時確認等を的確に行うための措置とは何をすれば良いのか。…… 13

8. その他

問22 犯罪収益移転防止法に違反するとどのような処分等が科されるのか。… 13

問23 犯罪収益移転防止法における主な改正点について。…………… 14

1. 犯罪収益移転防止法について

問1

犯罪収益移転防止法が制定された経緯について教えてください。

(回答)

犯罪収益移転防止法は、犯罪による収益の移転(いわゆるマネー・ローンダリング)防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成19年3月31日に公布、平成20年3月1日に施行されました。

犯罪収益移転防止法の制定によって、従来、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」によって金融機関等に求められていた本人確認等の義務が、郵便物受取サービス業者、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宝石・貴金属取扱事業者等の事業者に拡大しました。

また、法制定後のマネー・ローンダリングをめぐる状況を踏まえ、平成23年4月の改正(平成25年4月施行)を経て、平成26年11月27日、改正犯罪収益移転防止法が公布され、平成28年10月1日に施行されました。

2. 郵便物受取サービス業者について

問2

犯罪収益移転防止法に規定する「郵便物受取サービス業者」とは、どのようなサービスを提供している事業者を指しますか。

(回答)

「郵便物受取サービス業者」については、犯罪収益移転防止法第2条第2項に定める「特定事業者」の一つとして、同条同項第41号に規定されています。具体的には、「私設私書箱」、「バーチャルオフィス」、「レンタルオフィス」、「電話秘書代行」等いかなる名称をもって顧客と取引しているかを問わず、以下のすべての要件を満たすサービス(郵便物受取サービス)の提供を行う事業者をいいます。

- ・ 自己の居所や会社の事務所の所在地を顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾している。
- ・ 顧客に代わって顧客宛ての郵便物を受け取っている。
- ・ 受け取った郵便物を顧客に引き渡している。

問3

郵便物受取サービス業を開始するに当たり、国(経済産業省)の許可若しくは登録又は国への届出が必要でしょうか。

(回答)

郵便物受取サービス業を開始するに当たって、国の許可若しくは認可又は国への届

出は必要ありません。

しかし、郵便物受取サービス業者が、その業務を行うに当たっては、犯罪収益移転防止法に基づき、5つの義務がかかります。

問4

犯罪収益移転防止法上、郵便物受取サービス業者に求められる義務は何でしょうか。

(回答)

犯罪収益移転防止法では、郵便物受取サービス業者に対して、以下の義務が課されています。

- ① 取引時確認義務
- ② 取引時確認の記録の作成及び保存義務
- ③ 取引の記録の作成及び保存義務
- ④ 疑わしい取引の届出義務
- ⑤ 取引時確認等を的確に行うための措置を講じる義務

3. 取引時確認義務について

問5

取引時確認とは何を確認するのでしょうか。

(回答)

取引時確認とは、郵便物受取サービス業者が郵便物受取サービス契約を締結するに際して行わなければならない確認をいいます。取引時確認の確認事項及びその確認方法は、行おうとする取引が「通常取引」とマネー・ローンダリングに用いられるおそれが特に高い「ハイリスク取引」(注)のいずれかにより異なります。

(注) ハイリスク取引とは次のいずれかに該当する取引をいいます。

- ① 過去の契約の際に確認した顧客又は代表者・取引担当者になりすましている疑いのある取引
- ② 過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある取引
- ③ イラン・北朝鮮に居住・在住する者との取引
- ④ 外国 PEPs (外国要人 (大臣や大使等の重要な公的地位のある者又はこれらの地位にあった者)、その家族、当該要人又はその家族が実質的支配している法人) との取引

① 通常取引の場合

郵便物受取サービス業者は、「本人特定事項」及び「取引を行う目的」に加え、顧客が自然人(個人)の場合は「職業」、顧客が法人の場合は「事業の内容」及び「実質的支配者」を確認しなければなりません。また、顧客が法人の場合や代理人による契約の場合に「本人特定事項」を確認する際には、法人や契約者の本人特定事項に加え、当該法人の取引担当者や契約者の代理人の本人特定事項の確認も必要です。

② ハイリスク取引の場合

「ハイリスク取引」に該当する取引を行うに当たり、顧客について、通常取引に際

して用いた本人確認書類に加えて、別の本人確認書類によって本人特定事項を確認することが義務づけられています。さらに、当該ハイリスク取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、当該顧客の「資産及び収入の状況」の確認を行うことが義務づけられています。

問6

取引時確認はいつまでに行わなければなりませんか。

(回答)

取引時確認は、原則として郵便物受取サービス契約を締結する際に実施する必要があります。

事情により確認が遅れる場合であっても、郵便物受取サービス業に係る取引においては、送付される郵便物の内容物が外形からは判別困難であること及び必ずしも当該顧客等との次回の接触が想定されとは限らないことから、遅くとも、当該顧客等への郵便物の引渡し時点までに、取引時確認を実施する必要があります。

問7

取引時確認のうち、本人特定事項を確認する方法を教えてください。

(回答)

本人特定事項とは、顧客が自然人（個人）の場合は、氏名、住居及び生年月日、顧客が法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいいます。

以下に、顧客が自然人（個人）なのか又は法人なのか、対面による確認を行うのか、非対面による確認を行うのかに分けて、それぞれの通常の取引の場合の本人特定事項の確認方法を記載します。

(1) 顧客が自然人（個人）の場合

① 対面で確認を行う場合

顧客が自然人である場合、対面での本人特定事項の確認については、本人確認書類の種類に応じてその確認方法が異なります。

イ	運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券等（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
ロ	官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

→ 原本の提示を受ける方法により確認

※法人の取引担当者や自然人の代理人については、ロの本人確認書類で複数枚発行されるものの場合、原本の提示のみでは足りず、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する必要があります。

ハ	国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子手帳、契約又は承諾に係る書類に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
---	---

→ 以下(i)～(iii)いずれかの方法により確認

- (i) 原本の提示を受け、もう一種類の本人確認書類又は補完書類の提示を受ける方法
- (ii) 原本の提示を受け、もう一種類の本人確認書類又は補完書類の写しの送付を受け、その写しを確認記録に添付する方法
- (iii) 原本の提示を受け、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ニ	契約又は承諾に係る書類に押印した印鑑以外の印鑑登録証明書、戸籍謄本又は抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る）、住民票の写し（原本）又は住民票の記載事項証明書
ホ	官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（個人番号通知カードを除く）

→ 原本の提示を受け、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法により確認

なお、顧客（自然人）の代理人による契約の場合、当該代理人が正当な取引権限を持っていることを確認した上、当該代理人の本人特定事項の確認が必要となります。

② 非対面の場合

本人確認書類のコピー等（確認記録に添付）の送付（郵送、メール等）を受け確認するとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる住居確認を行う方法により確認します。

なお、顧客（自然人）の代理人による契約の場合、当該代理人が正当な取引権限を持っていることを確認した上、当該代理人の本人特定事項の確認（代理人の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる住居確認も必要）が必要となります。

（２）顧客が法人の場合

顧客が法人である場合は、法人の本人特定事項の確認に加えて、実際に契約を行う取引担当者（個人）の本人特定事項の確認も必要です。取引担当者の本人特定事項の確認については、（１）の顧客が自然人（個人）の場合と同様ですが、当該取引担当者が正当な取引権限を持っていることを確認した上、非対面の場合は、取引担当者の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる住居確認も必要となります。

なお、法人の本人確認書類は、登記事項証明書、印鑑登録証明書（いずれも確認日前６ヶ月以内に発行されたもの）等ですが、インターネットの登記情報サービスで得られる情報や定款は本人確認書類としては利用できません。ただし、定款については、事業内容の確認に利用することはできます。

① 対面の場合

法人の本人確認書類の原本の提示を受ける方法により確認します。

② 非対面の場合

法人の本人確認書類のコピー等の送付（郵送、メール等）を受け確認を行うとともに、当該本人確認書類に記載されている法人の所在地に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる所在地確認を行う方法により確認します。

問 8

問 7 に記載されている「補完書類」とは、何でしょうか。

（回答）

「補完書類」とは、国税又は地方税の領収証書又は納税証明書、社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書等です。本人特定事項の確認を行う場合において、顧客等の現在の住居等が本人確認書類と異なる場合、これらの補完書類の提示等を受け、現在の住居等を確認することができます。ただし、これらの補完書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が提示等を受ける日前６ヶ月以内のものに限ります。

問 9

平成28年10月1日前に締結された郵便物受取サービス契約についても、改正犯罪収益移転防止法の規定に従って、再度、取引時確認を行う必要がありますか。

(回答)

平成28年10月1日前に締結した郵便物受取サービス契約が同日以降も継続する場合は改めて取引時確認を行う必要はありません。改正犯罪収益移転防止法は、平成28年10月1日以降に新たに郵便物受取サービス契約を締結する場合に適用されます。

問 10

顧客が個人事業主の場合の取引時確認の方法について教えてください。

(回答)

個人事業主は、法人格を持たない自然人（個人）が事業を行っているものと考えられますので、自然人（個人）の顧客に対する取引時確認の方法により確認を行ってください。

問 11

犯罪収益移転防止法において、「取引を行う目的」、「職業」、「事業内容」及び「実質的支配者」等の確認を行わなければならない理由を教えてください。

(回答)

これらの確認項目は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かの判断を、郵便物受取サービス業者がよりの確に行うため、平成23年4月の法改正により追加されました。

郵便物受取サービス業者は、顧客等が行う取引の態様が、その「取引を行う目的」、「職業」、「事業内容」及び「実質的支配者」等の属性情報等に照らし合わせて不自然でないかどうかを吟味し、当該取引が疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか判断する必要があります。

問 12

犯罪収益移転防止法において、「取引を行う目的」や「職業」、「事業内容」とは、何を確認すれば良いのか教えてください。

(回答)

「取引を行う目的」とは、通常、自己の住居において郵便物を受け取れば良いにもかかわらず、私設私書箱（郵便物受取サービス業者）を利用しなければならない理由のことであり、これを確認する必要があります。目的が単に「郵便物の受取」では、私設私書箱を利用する理由には当たりません。

例えば、「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型（複数選択可）は以下の通りです。

(取引を行う目的)

- セキュリティ対策やプライバシー保護のため
- 自社／自己宛ての大量の郵便物・書類の保管のため
- 賃借料金や保管業務コスト削減のため
- 郵便物・書類管理の能率を向上するため
- 一般の郵便物と分けて受け取りたいものがあるため
- 出張時、長期不在、海外居住等の場合の連絡拠点として郵便物を受け取りたいため

また、「職業」や「事業内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型（複数選択可）は以下の通りです。

(職業) ※顧客が自然人（個人）の場合。

- 会社員
- 公務員
- 自営業
- 派遣社員等
- パート・アルバイト
- 年金受給

(事業の内容) ※顧客が法人の場合。

- 農林／林業／漁業
- 製造業
- 建設業
- 情報通信業
- 運輸業
- 卸売／小売業
- 金融業／保険業
- 不動産業
- サービス業

なお、郵便物受取サービス業者が「取引を行う目的」や「職業」又は「事業内容」を確認するに当たって、郵便物受取サービス契約を締結する際の申込書・規約等により、当該内容を確認できる場合は、「取引を行う目的」や「職業」又は「事業内容」は明白であることから、改めて確認する必要はありません。

問 1 3

顧客の「実質的支配者」を確認する方法について教えてください。

(回答)

「実質的支配者」とは、顧客である法人の事業経営を実質的に支配することが可能

となる関係にある者です。

資本多数決の原則を採る法人（株式会社等）においては、当該法人の議決権の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有している自然人、当該自然人がいない場合は出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人、当該自然人がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人を指します。

資本多数決の原則を採らない法人（一般社団・財団法人等）においては、法人の収益総額の25%超の配当を受ける自然人、又は、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する自然人、当該自然人がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人を指します。

通常取引の場合は、顧客である法人の代表者（郵便物受取サービスに係る取引の任に当たっている者がいる場合はその取引担当者）からの申告を受ける方法で、①「実質的支配者」の本人特定事項の確認を行った上、②当該実質的支配者と当該顧客等との関係やその確認を行った方法を記録する必要があります。また、ハイリスク取引の場合は、株主名簿や有価証券報告書等で、①「実質的支配者」の本人特定事項の確認を行った上、②当該実質的支配者と当該顧客等との関係やその確認を行った方法（当該確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項を含む。）を記録していただくこととなります。

問14

顧客が上場企業の場合であっても、「実質的支配者」を確認する必要がありますか。

（回答）

顧客が上場企業の場合は、「事業の内容」、「取引を行う目的」及び法人自身の「本人特定事項」及び当該法人の「実質的支配者」について確認する必要はありません。ただし、この場合であっても、郵便物受取サービスに係る取引の任に当たっている取引担当者の本人特定事項については確認する必要があります。

問15

私（自然人（個人）の場合）／当社（法人の場合）は、宛先に郵便物受取サービス業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物の受取はしない旨の内容を含む契約を顧客と結んでおり、当該契約に基づき、本人確認を行っていない場合があります。

平成25年4月1日以降、新たに郵便物受取サービス契約を締結するに際して、その全ての契約につき顧客の取引時確認を行わなければならないでしょうか。

（回答）

平成25年4月1日以降、新たに郵便物受取サービス契約を締結する際には、その

全ての契約につき顧客の取引時確認を行わなければなりません。

従来、宛先に郵便物受取サービス業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載（※）がない郵便物の受取はしない旨の内容を含む（契約書にその旨記載されている）契約を締結する場合は、平成25年3月31日まで本人確認の対象外でしたが、この本人確認の適用除外の規定は平成25年4月1日をもって廃止されています。

したがって、平成25年4月1日以降、新たに郵便物受取サービス契約を締結するに際して、その全ての契約につき顧客の取引時確認を行わなければなりません。

（※）宛先例：「郵便物サービス業者 △△△△経由 引渡先◇◇◇◇様」

問16

問15の回答について、何故、平成25年4月1日以降、新たに郵便物受取サービス契約を締結するに際して、その全ての契約につき顧客の取引時確認をしなければならなくなったのでしょうか。

（回答）

問15の回答に記載された適用除外の規定に基づく郵便物受取サービス契約は、「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの」として、犯罪収益移転防止法による本人確認の対象から除かれていました。

これは、郵便物の宛先として郵便物受取サービス業者であることが明記されている場合には、郵便物の送付人が当該郵便物の受取場所が当該事業者であることを認識しているのは明らかであり、会社等の事業実態の仮装や犯罪の収益に悪用されるリスクは低いと考えられたためです。

しかし、この適用除外の規定に基づく郵便物受取サービス契約が振り込め詐欺等の犯罪に利用され、以下のような事例が多数認められました。

- ・ 被害者（送付者）が、宛先により私書箱業者であることを認識していても、その犯罪による収益の移転に利用されるリスクを十分に意識することなく送付している事例
- ・ 郵便物受取サービス業者が、そのホームページにおいて「身分証不要」、「入会審査一切なし」等と宣伝することにより、犯罪による収益の移転に利用される温床となっている事例

このため、当該適用除外の規定は、「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引」とは認められないことから、当該適用除外の規定は撤廃されることとなりました。

4. 取引時確認の記録の作成及び保存義務について

問17

取引時確認の記録の作成及び保存とは何すればよいのでしょうか。

（回答）

郵便物受取サービス業者は、取引時確認を行った際には、当該取引時確認の記録（本

人確認書類の写しの提出があった場合には当該証明書の写しを含む。)を作成する義務があります。

また、郵便物受取サービス業者は、作成した確認記録及び添付資料を郵便物受取サービスに係る契約が終了した日から7年間保存する義務があります。

なお、以下の経済産業省のウェブページに「取引時確認の記録の参考様式」を掲載しておりますので、御活用ください。

(http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/index.html)

5. 取引記録の作成及び保存義務について

問18

取引記録の作成及び保存とは何をすればよいでしょうか。

(回答)

郵便物受取サービス業者は、現金(1万円を超える)を内容とする郵便物を取り扱う場合、取引記録を作成する義務があります。それ以外の取引については取引記録の作成義務はありませんが、業務を円滑に運営・遂行していただくためにも、すべての取引について記録を行っていただくことが望ましいと考えられます。

また、郵便物受取サービス業者は、作成した取引記録をその取引が行われた日から7年間保存する義務があります。

6. 疑わしい取引の届出義務について

問19

疑わしい取引の届出とは何を届け出るのでしょうか。

(回答)

郵便物受取サービス業者は、①一般的な郵便物受取サービス取引の態様との比較、②郵便物受取サービス以外の取引との比較、③取引時確認時の情報との整合性といったチェック項目に従って、取引の態様等に応じ、確認記録や取引記録の精査、顧客への質問等必要な調査と統括管理者(責任者)による確認等を行い、取引に疑わしい点がないか確認する必要があります。これらの確認の結果、郵便物受取サービスに係る業務において收受した財産が犯罪による収益である疑い、又はそれらの事実の仮装・隠匿行為を行っている疑いがあると判断した場合には、速やかに、行政庁に届け出なければなりません。郵便物受取サービス業者は、経済産業大臣に届出を行います。

経済産業省のホームページには、「疑わしい取引の届出」の様式と「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例」を掲載しております。

(http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/index.html)

① 書面にて届出を行う場合

経済産業省商務情報政策局商取引監督課宛てに届出を郵送していただくこととなります。宛先は以下のとおりです。

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

② 電子申請にて届出を行う場合

警察庁配布の届出作成プログラムが必要となります。以下の警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止対策室のホームページの「疑わしい取引の届出」から、事業者ID発行申請書をダウンロードして事業者ID及びパスワードの発行を郵送で申し込んでください。(http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm)

問20

顧客に対して、経済産業省に疑わしい取引の届出を提出することを言っても良いですか。

(回答)

郵便物受取サービス業者は、経済産業省に対して「疑わしい取引の届出」を行う際、それを行おうとすること又は行ったことを顧客やその関係者に漏らしてはなりません。

7. 取引時確認等を的確に行うための措置を講じる義務について

問21

取引時確認等を的確に行うための措置とは何をすれば良いのでしょうか。

(回答)

郵便物受取サービス業者は、取引時確認等を的確に行うため、取引時確認事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じるとともに、以下に掲げる措置を講ずるよう努めなければなりません。

- ・ 使用人に対する教育訓練の実施
- ・ 取引時確認等の措置の実施に関する規程（社内規則・マニュアル）の作成
- ・ 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他業務を統括管理する者の選任
- ・ 自らが行う取引についてのリスク評価
- ・ 必要な情報収集・分析
- ・ 保存している確認記録・取引記録等の継続的精査
- ・ リスクの高い取引を行う際の統括管理者の承認
- ・ リスクの高い取引について行った情報収集・分析の結果を书面化・保存
- ・ 必要な能力を有する職員の採用

8. その他

問22

犯罪収益移転防止法に違反すると、どのような処分又は罰則が科されるのでしょうか。

(回答)

経済産業省は、犯罪収益移転防止法の施行に必要な限度において、郵便物受取サービス業者に対して報告徴収をすることができ、当該業者の事務所等に立入検査を行うことができます。

また、経済産業省は、報告徴収又は立入検査の結果、郵便物受取サービス業者が、その業務に関して、犯罪収益移転防止法の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対して、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命じることができます（以下「是正命令」と言います。）。

仮に、郵便物受取サービス業者が、経済産業省の報告徴収に対して報告等をせず若しくは虚偽の報告等をした場合、又は経済産業省の立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合は、当該違反をした者は1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されることがあります（法人の場合は2億円以下、個人事業主の場合は300万円以下の罰金の併科）。

また、郵便物受取サービス業者が、経済産業省の是正命令に違反した場合、当該違反をした者は、当該事業者は2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されることがあります（法人の場合は3億円以下、個人事業主の場合は300万円以下の罰金の併科）。

問23

平成26年11月27日に公布された犯罪収益移転防止法（平成28年10月1日施行）における主な改正点について教えてください。

(回答)

犯罪収益移転防止法の改正点のうち、郵便物受取サービス業者に特に関連が深い事項は以下の3点です。

(1) 取引時確認の方法の厳格化

① 顔写真のない本人確認書類に係る本人特定事項の確認方法

対面取引において、健康保険証等、顔写真のない本人確認書類が提示された場合、提示に加えて①もう一種類の本人確認書類又は補完書類の提示を受ける方法、②もう一種類の本人確認書類又は補完書類の写しの送付を受け、その写しを確認記録に添付する方法、③契約関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法のいずれかの追加的措置をとることが必要となります。

② 取引担当者の代理権等の確認方法

法人の取引担当者、自然人の代理人が正当な取引権限を持っていることを確認する方法から、社員証により確認する方法が削除され、また、登記事項証明書の使用は、代表権が有る場合のみに限定されました。

③ 実質的支配者の確認方法

法人の実質的支配者について、議決権その他の手段によりその法人を支配する者を自然人まで遡って確認する必要があります。

(2) 疑わしい取引の該当性を判断する方法の具体化

①一般的な郵便物の受け渡しの態様との比較、②過去の郵便物の受け渡しの態様との比較、③取引時確認時の情報との整合性について、取引の態様等に応じ、確認記録や取引記録の精査、顧客への質問等必要な調査と統括管理者（責任者）による確認等を行い、取引に疑わしい点がないか確認する必要があることが法令上、具体化されました。

(3) 取引時確認等を的確に行う措置の具体化（体制整備等の努力義務の拡充）

取引時確認事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じるとともに、使用人に対する教育訓練を実施する他、取引時確認等の措置の実施に関する規程（社内規則・マニュアル）を作成すること等、新たに講ずべき措置が、法令上、具体的に追加されました。

(このQ & A集のお問い合わせ先)

経済産業省商務情報政策局商取引監督課

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話：03-3501-1511（内線4191）

03-3501-2302（直通）